

請 願 書

鳩山由紀夫内閣総理大臣殿

年 月 日

日本解体法案である「女性差別撤廃条約選択議定書」について反対いたします。

【反対理由】

1) 女性差別撤廃委員会が国際連合憲章第2条第1項および第7項に反している

わが国の司法における最上位の最高裁判所よりも、国外機関である女性差別撤廃委員会が上位に位置することは、わが国の司法への干渉にほかならない。このことは、

国際連合憲章第2条第1項
「この機構は、そのすべての加盟国の主権平等の原則に基礎をおいている。」

国際連合憲章第2条第7項
「この憲章のいかなる規定も、本質上いずれかの国の国内管轄権内にある事項に干渉する権限を国際連合に与えるものではなく、また、その事項をこの憲章に基く解決に付託することを加盟国に要求するものでもない。」

上記2項に明確に違反してもいる。

2) 現況の日本に於いて「女性差別撤廃条約選択議定書」採択の必要性は無い

女性差別撤廃委員会は、国連憲章第8条に基づいて作られたものと思われるが、そもそも国連憲章において規定される男女の平等とは、国や法による理不尽な差別を正すものである。現在のわが国の状況として、1985年の条約批准より法改正が進み、女性差別撤廃条約上における女性差別というものは無いに等しい。逆に、様々に状況の違う国が一律に、申し立て範囲の広い選択議定書を採択することは、男女平等の観念が固定されたわが国において、むしろ女性優遇に繋がる可能性が極めて高く、またそこから発生する逆差別により新たな男女の不平等感が生まれ、ひいては社会を不安定にする危険性を大いに孕んでいる。

以上2項目の理由により反対します。

住所：
氏名： (印)
年齢： 歳